

薬師中学校跡地の活用について

1 学校跡地の活用の前提となる考え方について

学校跡地を含む市有財産は、市民の貴重な財産であることから、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から処分・貸付などを含めた効果的な利活用を図ることが重要です。

その一方で、学校は、教育活動（授業・部活動）の場としてだけでなく、災害時の避難施設など、地域住民にとって、地域の状況に応じた地域の活動の場としても、身近な場所となっています。

そのようなことから、学校跡地の活用は、「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に加えて、地域にとって必要な機能を統合新設校や周辺施設等へ引き継ぐことなどを示した「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」を基に検討を進めています。

さらに、学校跡地活用の検討にあたっては、それぞれの学校跡地を単独で考えるだけでなく、市全体のなかで、今後の公共の需要やまちづくりの視点などを踏まえながら、広く検討していきます。

（１）「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」

市は学校跡地を含む未利用、低利用の市有財産について、2009年4月に「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」を策定し、処分を含めた効果的な利活用を図ってきました。

「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」の基本的な考え方

市有財産の活用にあたっては、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から、処分・貸付を積極に行う。市有財産を戦略的に活用するため、次の事項に留意する。

- （１）処分・貸付にあたっては、不動産市場の動向、個別不動産の現状、民間企業の活用可能性等を踏まえ、既存施設の用途変更や条件付き売却等、幅広い活用を行う。
- （２）“まちづくりの観点”から必要に応じた都市計画の変更を視野に入れ、各種規制にとらわれない最善の活用方法を選択する。
- （３）周辺への影響が大きい市有財産の活用においては、地域の意見を踏まえた活用を行う。
- （４）持続的・効果的な不動産マネジメントを実現するため、市有財産に関する情報を集約・共有化し、適正な管理を行う。

（２）学校跡地活用に関する基本的な考え方

学校は避難施設や地域の活動の場など、地域住民にとって身近な場所として、多くの機能を担っています。学校跡地の活用に関する検討は、慎重に行う必要があることから、「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に加えて、2022年3月に「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」を策定し、検討を進めています。

【学校跡地の活用に関する基本的な考え方（一部引用）】

- 地域にとって必要な機能は、その地域における統合新設校や、周辺施設等へ引き継いでいきます。
- 校舎などの建物は原則として取り壊します。
- 「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に基づき、民間事業者等への貸付・売却なども含めた、効果的な利活用を図ります。

参考 学校跡地等の主な活用事例について

これら（１）、（２）の方針や考え方を踏まえ、学校跡地となる場所については、順次活用の検討を行っています。現在の活用事例については以下のようなものがあります。

跡地	活用事例
▶ 旧緑ヶ丘小学校跡地	・ 消防署の移転先として、貸付 ・ グラウンドとして活用
▶ 旧本町田中学校、旧本町田西小学校跡地	・ 桜美林大学の新キャンパス用地として貸付
▶ 旧成瀬あおぞら会館跡地	・ 売却
▶ 町田第三小学校跡地 （2028年3月閉校予定）	・ 「活動でみんながつながれる場 まちさんプレイス」をコンセプトとし、跡地活用に向けた検討を進めている。
▶ 本町田小学校跡地 （現本町田ひなた小学校用地）	・ 山崎中学校、町田第三中学校の統合新設校建設用地として活用予定。

2 薬師中学校跡地の活用に向けた検討の進め方

2031年度に学校跡地となる、薬師中学校の活用については、「新たな学校づくり推進計画」に基づく新設統合校建設に向けた基本計画の検討と併せ、2025年度から検討を行っています。

活用にあたっては、市の考え方を提示するとともに、地域のみなさまがどのようなご意見をお持ちなのかをお聞かせいただきながら、検討を進めていきます。

【供用開始までの想定スケジュール】

